

一般競争入札に係る実施手続の改正について

(1) 概要

建設工事に係る一般競争入札について、全ての入札参加希望者に提出を求めていた入札参加資格確認資料（建設業許可通知書の写し、技術者の資格を証明する資料等）を、開札後に落札候補者となった方にのみ提出していただくこととしました。併せて、様式の一部改正及び新規追加を行いました。

新	旧
<p>[ぐんま電子入札共同システムによる提出] ※全ての入札参加希望者が提出 ・入札参加申請書（様式一部改正）</p> <p>[持参、電子メール等による提出] ※落札候補者となった者のみ提出 ・入札参加資格確認申請書（様式追加） ・建設業許可通知書の写し ・配置予定技術者の資格等 ・技術者の資格を証明する資料 ・技術者の継続雇用を証明する資料</p>	<p>[ぐんま電子入札共同システムによる提出] ・入札参加申請書 ・建設業許可通知書の写し ・配置予定技術者の資格等 ・技術者の資格を証明する資料 ・技術者の継続雇用を証明する資料</p>

(2) 適用開始

公告日が令和5年4月1日以後である電子入札から適用します。

(3) その他

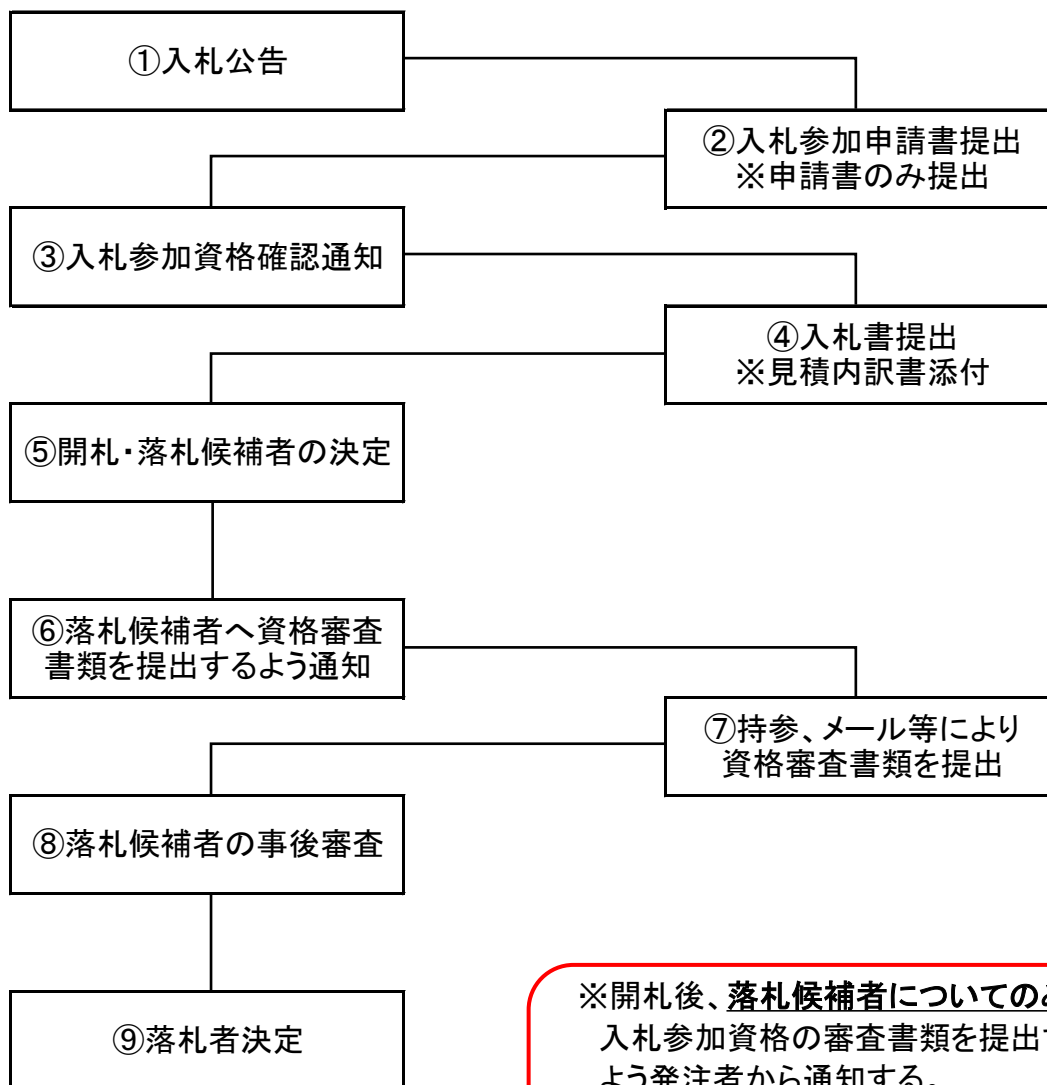
提出期間や提出方法は、入札公告に記載しますので御確認ください。

改正後の様式は、設計図書とともにぐんま電子入札共同システムに掲載します。また、市ホームページにも掲載しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

(入札手続イメージ)

発注者側作業

受注者側作業



※開札後、落札候補者についてのみ入札参加資格の審査書類を提出するよう発注者から通知する。
そのほかの入札参加者については、ぐんま電子入札共同システムによる資格審査書類の提出は不要となる。